☆ 3観点 11 項目って何?



これまで各学校で行ってきた配慮と、合理的配慮はどのように違うの?

これまでやってきたことを、本人及び保護者、学校で、次の3観点11項目の合理的配慮の観点で整理、捉え直すことが大切だと言われています。



「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法

- <(1)-1教育内容>
- (1) -1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- (1) -1-2 学習内容の変更・調整

【具体的にどんなこと?】

障がいの困難さに対して、どういった配慮があると十分に学習等を受けることができるのか考えたり、学習内容について考えたりすることです。

LD のある児童生徒の例では、読み書きや計算等に関して、別の方法で代替えするなどの検討が考えられます。また、「読む」「書く」等の特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整などが考えられます。

- <(1) 2教育方法>
- (1) 2 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- (1) 2 2 学習機会や体験の確保
- (1) 2 3 心理面・健康面の配慮



【具体的にどんなこと?】

障がいの困難さに対して、どういった配慮があると、情報が伝わりやすいのか、 教材が扱いやすいのかなどを考えていきます。また、障がい特性から、学習機会 をどう設定するのか、心理面等に対して、どのような配慮が必要かを考えます。

自閉症のある児童生徒の例では、視覚を活用した情報提供、手先の不器用さなどに対して、教材の補助具の活用も考えられます。学習機会に関しては、行動の意味を理解するために体験的な活動を設定することも検討されます。心理面では、子どもの状態に応じた指導を行いながら、情緒不安や自尊感情低下等への対応も検討されます。



「合理的配慮」の観点(2)支援体制

- (2) 1 専門性のある指導体制の整備
- (2) 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- (2) 3 災害時等の支援体制の整備

【具体的にどんなこと?】

障がいの困難さに対して、どういった指導体制が必要か、周囲への理解啓発はどうしたらよいか、 災害時の支援体制の整備について確認をすることになります。

ADHD のある児童生徒の例では、特別支援学校や発達障害者支援センターなどの外部専門家からの助言や特別支援教育コーディネーターとの連携、通級による指導等の学校内の資源の有効活用の検討が考えられます。また、不適切と受け止められやすい行動への周囲への説明や危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について検討したりします。さらに、災害時に、指示の途中で動いたりする、落ち着きを失ったりする傾向を踏まえた支援体制等を検討することが考えられます。



「合理的配慮」の観点(3)施設・設備

- (3) -1 校内環境のバリアフリー化
- (3) 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- (3) 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

【具体的にどんなこと?】

障がいの困難さに対して、どういった環境への配慮が必要かを検討することになります。

知的障がいのある児童生徒の例では、自主的な移動ができるように、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境の検討も考えられます。また、

危険を予知できないことによる高所からの落下やけが等がないように 安全性への配慮が必要になってきます。さらに、災害時においても、 行動の仕方が分かるような簡潔な導線、分かりやすい設備の配置など の検討が考えられます。



本人及び保護者と話し合いながら確認、検討していくと、あらゆる場面での対応について考えることができます。話し合いで使うシートに関しては第 II 章 − 2(5)④ 『3 観点 11 項目検討メモ』(157 p ~)にありますので、ご活用ください。

教育で提供された「合理的配慮」は、

本人が社会、地域で生きていくための、必要な配慮にもつながっていきます。

だからこそ、「個別の教育支援計画」への明記が大切になります。